

令和4年度 単位互換の出願手続き
～履修手続き編～



単位互換の手続き（１） 希望する授業科目の選定

- 大学コンソーシアムやまなしのWEBサイトなどにある、単位互換提供科目一覧の中から、各自が関心のある授業科目を探します。
 - 参加全大学の単位互換科目一覧は、大学コンソーシアムWEBサイトで公開しています。
- 関心のある授業科目のシラバスから、授業の具体的な内容を確認します。同時に、在籍する大学で履修予定の授業科目とのスケジュールを確認し、履修が可能かどうか調べます。

単位互換科目一覧

○○概論
△△入門
□□学
.....
.....
.....

シラバス

●概要
●

大学コンソーシアムやまなしWEBサイト：
<http://www.ucon-yamanashi.jp>



単位互換の手続き（２）

特別聴講学生志願票の提出

- 履修を希望する科目が決まったら、在籍する大学が定める履修手続き期間に、在籍大学の教務担当窓口で、特別聴講学生志願票を提出します。
- 特別聴講学生志願票は、大学コンソーシアムWEBサイトや各大学の教務担当窓口で入手できます。
- 各大学における特別聴講学生志願票の提出期間は、大学コンソーシアムWEBサイトをご覧ください。

➤ 注意

- 各単位互換科目には、受入れ学生数の定員があります。したがって、既に志願者数が定員に達している場合は、希望する科目が受講できない場合があります。
- 志願者数の状況については、各在籍大学の教務担当窓口にお問い合わせ下さい。

在籍大学教務担当窓口



特別聴講学生志願票

名前・・・
在籍大学・・・
連絡先・・・

※特別聴講学生志願票に必要事項を記入の上、在籍する大学の教務担当窓口へ提出

志願票入手先：

大学コンソーシアムやまなしWEBサイト
<http://www.ucon-yamanashi.jp>

単位互換の手続き（3）

仮受講の手続き

在籍大学教務担当窓口

- ▶ 学生が履修を希望する科目の第1回目の講義が、在籍する大学の履修手続き前に開始される場合でも受講することができます。
- ▶ これを、**仮受講**と呼びます。
- ▶ 仮受講を希望する学生は、各在籍大学の**仮受講手続き期間**に特別聴講学生志願票を提出することができます。

注意

- ▶ 原則として、すべての単位互換科目は、第1回目の講義から履修するよう心がけてください。
- ▶ 仮受講の手続きは時間がかかります。したがって、第1回目の講義開始の3～4日までに手続きを行うようにしてください。
- ▶ 原則として、仮受講手続き期間に提出する特別聴講学生志願票は、履修手続き期間に提出するものと同様ですが、在籍大学によっては記入方法が若干異なる場合があります。詳しくは、各在籍大学の教務担当窓口にお問い合わせ下さい。



特別聴講学生志願票

名前・・・
在籍大学・・・
連絡先・・・

※特別聴講学生志願票に必要事項を記入の上、在籍する大学の教務担当窓口提出

志願票入手先：

大学コンソーシアムやまなしWEBサイト
<http://www.ucon-yamanashi.jp>

単位互換の手続き（４） 受入れ大学の手続き ～仮受講開始

受入れ大学教務担当窓口

- ▶ 特別聴講学生志願票の提出後、履修希望科目の第1回目の講義が始まる前に、受入れ大学の教務担当窓口で必要な手続きを行います。
- ▶ 手続き終了後、希望した科目の仮受講を行うことができます。

注意

- ▶ 受入れ大学における手続きは、各大学によって異なります。詳しくは、各在籍大学の教務担当窓口にお問い合わせ下さい。
- ▶ 受入れ大学における手続きは、第1回目の講義当日でも構いませんが、手続き等に時間がかかることも考えられますので、余裕を持って行動して下さい。



※履修希望科目の第1回目の講義が始まる前に、受入れ大学において仮受講の開始に必要な手続きを行う。



※受入れ大学における手続き終了後、申請した科目の仮受講を開始。

単位互換の手続き（5）

審査～受入れの手続きの完了

- 提出された「特別聴講学生志願票」は、在籍大学から各受入れ大学に送られます。
- 受入れ大学における教授会などの審査を経て、特別聴講学生として正式に受入れが許可されます。
- 受入れが許可された学生には、各在籍大学の教務担当窓口から連絡があります。
 - 連絡方法は、各在籍大学で異なります。
- 受入れが許可された学生は、速やかに受入れ大学の教務担当窓口にて、学生証の発行など必要な手続きを行ってください。
 - 手続きの内容は方法は、各受入れ大学で異なります。

受入れ大学教授会



在籍大学から学生に、受入れ許可の通知
※通知方法は各在籍大学で異なります。

受入れ大学教務担当窓口

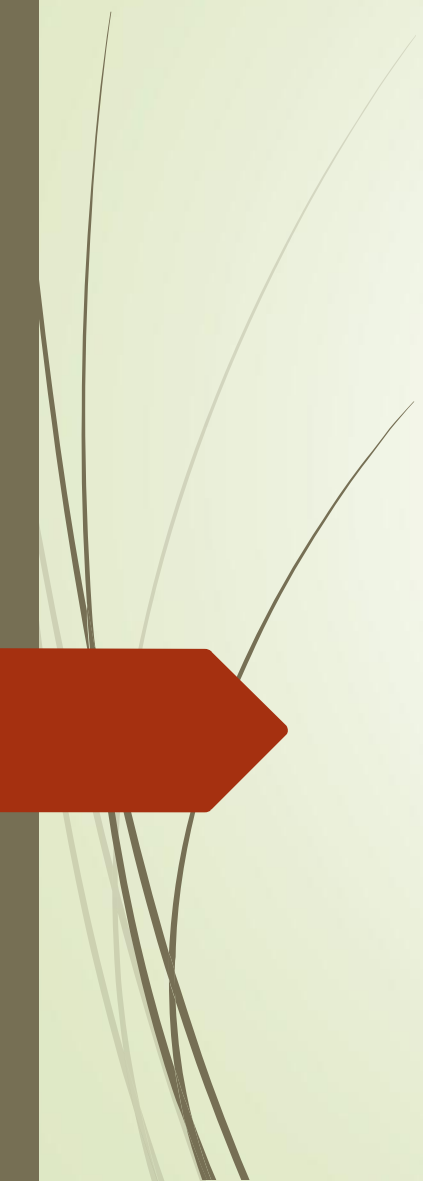


受入れが許可された学生は、速やかに受入れ大学の教務担当窓口にて必要な手続きを行います。

これで、単位互換の申請手続きは完了です。これから単位互換科目の履修が始まります。

その他

- ▶ 受入れ大学の施設利用
 - ▶ 履修上必要な施設・設備（図書館、食堂等）を利用することができます。
- ▶ 「特別聴講学生証」の携行
 - ▶ 受入れ大学への通学の際には、受入れ大学が発行する「特別聴講学生証」及び在籍大学の学生証を携行してください。
- ▶ 履修の辞退
 - ▶ 単位互換科目の履修許可を受けた者が、やむを得ない理由で履修を辞退する場合、速やかに在籍大学の教務担当窓口「特別聴講学生辞退届」を提出してください。



おわり